石巻市産業創造助成金のご案内

1 目的

本助成金は、地域資源を活かした産業の創出、石巻市独自の技術開発、販路拡大及び技能継承を支援することにより、本市の産業をけん引する事業者を創出し、地域間競争力を高めていくため、本市において創造的事業を行う事業者に対し交付するものです。

2 助成対象事業

目的に合致する創造的事業であって、次のいずれかに該当するものとします。

(1) 人材育成事業

- 新技術導入又は新規事業への進出に必要な従業者の資質、技術力向上等を目的とした研修会
- ・ 中小企業大学校等の独立行政法人が実施する経営基盤の強化、新事業の 創出等を目的とした研修会、専門家等の派遣
- 事業の高度化又は技術承継を目的として事業者自らが企画し、開催する 研修会

(2) 研究開発事業

新たな商品・サービス等の開発、新技術の実用化、新事業の創出を目的 とした事業であって、次に揚げるいずれかに該当するものとする。

- ・ 地域資源を活用した研究開発(共同研究開発を含む。)
- ・ 石巻市における産学連携の研究開発
- その他の共同研究開発

(3) 情報提供事業

販路開拓、新規事業への進出を目的とした事業であって、次に揚げるいずれかに該当するものとする。

- ・ 商品見本市、展示会等への出展
- ・ 事業者が自ら行う情報交換会、交流会等
- 情報通信技術の活用

(4) 知的財産等取得事業

次に揚げるいずれかに該当するものとする。

- 事業者の高度化を目的とした国際標準化機構(ISO)認証等の各種認 証の取得
- 新商品、新技術等の開発に伴う特許権、実用新案権、意匠権、商標権の 取得
- ※1 (1)~(4)事業について、同一年度内で一事業者一事業につき1回が限度 となります。
- ※2 国、県、その他の補助等との重複申請はできません。

3 助成対象者

市内に事業所を有する事業者 (個人の場合は、市内に住所及び事業所を有していること。)

4 申請時期及び助成対象期間

事業着手日の14日前までに申請し、原則として交付決定を受けた年度に属する3月31日までに事業を終了すること。

5 助成金額(消費税額・地方消費税額は対象外経費となります。)

助成金の<u>交付対象経費の2分の1以内</u>で、交付限度額は下表のとおりとなります。

	事業区分	交付限度額
1	人材育成事業	50万円 (ただし、1日につき10万円を上限とする。)
2	研究開発事業	250万円
3	情報提供事業	50万円
4	知的財産等取得事業	50万円

6 公表

採択となった場合は、企業名や事業テーマ等を事例紹介させていただきます。

7 その他

- (1) 交付年度終了後5年間、事業成果の状況に係る調査を必要に応じて実施しますので、協力していただきます。
- (2) 本助成金の事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間に亘り保存していただきます。
- (3) 助成金の交付決定を受けた場合、本市が定めております条件を遵守いただきます。

8 申請手続き等に係るお問い合わせ先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市産業部商工課(中小企業支援係)

Tel 0225-95-1111 (内線3523)

Fax 0225-96-1023

E-mail: iscommerce@city.ishinomaki.lg.jp